

吹田民主商工会 いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

大阪社保協自治体キャラバン

10月9日に大阪社会保険推進協議会の自治体キャラバンが行われました。大阪社保協からは寺内事務局長、吹田社保協からは阿部会長と幹事団体が参加。吹田市は該当する部署が3グループに分かれて各30分で、事前に求めていた要望書の回答を元に懇談が進められました。生活保護、障害福祉、介護、保育や子育て、教育、医療、健康保険やPFAS問題などについて、住民の声や実態を届けました。



マイナ保険証はなくても大丈夫

今年12月2日から紙やカードの保険証の発行が終了するにあたって、マイナンバーカードの取得やマイナ保険証の登録が必要なかという相談が増えています。

いまの保険証は来年12月1日まで使えます

いま発行されている紙やカードの保険証はすぐ使えなくなるわけではありません。今まで通り診療を受けることができます。医療機関の窓口には現在の保険証からマイナ保険証への切り替えを促すポスターなどが掲示されています。12月2日以降に現行（紙やカード）の保険証の「発行」が終了するだけです。いま所有している保険証は来年12月1日もしくはその保険証の有効期限まで使用できます。ただし従来の保険証を使う場合は、別途必要に応じて限度額適用証明書や高齢受給者確認書を取得・提示しなければならず、診療履歴の確認などはできません。

来年12月2日以降は資格確認書

従来の保険証の期限の迎える前にマイナ保険証を登録していない被保険者には、当面は保険証の代わりとなる「資格確認書」が申請不要で交付されます。保険者（国保は市町村、後期高齢者医療保険は広域連合）が5年以内の有効期限を定めて交付され、これまでの保険証と同じように使うことができます。

マイナンバーカードの取得は任意

マイナンバーは開始当初から重要な個人情報が集積される制度であることから、多くの国民から懸念を持たれていました。カードの取得は任意とされているにもかかわらず、健康保険制度の改悪で取得を強要することは許されません。またカードは取得したが持ち歩きたくはないという声も多くあります。引き続き政府や自治体にマイナンバー制度の廃止を求めていきましょう。

消費税・インボイス制度

アンケートにご協力を

インボイス制度が始まって1年になりました。民商・全商連も参加する消費税廃止各界連絡会では国民の消費税・インボイスに対する意識を明らかにするため、消費税・インボイス制度アンケートを始めました。調査内容は各界連および参加団体HPで公表するとともに、国会、自治体、省庁への要請、各種宣伝などで国民の声を示すものとして活用します。

各界連のSNSでアンケートを発信したところ、多くの回答が寄せられています。ひとこと欄への記入も多く、消費税・インボイスへの関心が潜在的に高い状態を維持していることが伺えます。アンケートは



webで参加できます。ぜひご協力いただき、知人や取引先にも広げてください。

地域別最低賃金 大阪は1114円に

10月1日から最低賃金が改定されました。大阪は地域別最低賃金が50円増の1114円（1時間当たり）です。時給制、日給制、月給制などの場合の比較対象は下の通りです。

※ 最低賃金との比較する金額の計算方法	
① 時間給の場合	時間給
② 日給制の場合	日給 ÷ 1日の平均所定労働時間
③ 月給制の場合	月給 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷ その期間に出来高制によって労働した総労働時間
⑤ ①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額

雇用主の義務として最低賃金は保障しなければなりません。しかし私たち中小業者は円安・物価高の厳しい経営環境に置かれていますが、最低賃金引き上げに伴う支援制度がありませんが、十分なものではありません。最賃引上げは中小企業への補助とセットにするよう強く求めていきましょう。

伝言板

インスタグラム基本のキ

第2回 10月29日（火）19時00分 民商會館

「デザインアプリCanvaで投稿画像を簡単おしゃれに」

持ち物 ノートパソコン スマートフォン

第3回 11月27日（金）19時00分 民商會館

「リール（ショート動画）投稿にチャレンジしよう」

持ち物 スマートフォン

申込は下のQRコードから



お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！